

令和3年度（2021年度）

環 境 速 報

第205号

令和4年3月30日（水）発行

	目次
◇令和4年4月1日施行の主な環境法令の概要について ○自然公園法の一部を改正する法律/○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律/○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	1
◇行政情報 長野県議会（令和4年2月定例会）で可決成立した環境関係の条例について ○長野県環境影響評価条例の一部を変更する条例/○長野県立自然公園条例の一部を改正する条例/○長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例	4
◇省エネコラム 『カーボンニュートラルに向けて』 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	7
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第11回） ～PRTR制度とSDS制度～	9
◇環境法令改正情報（令和3年11月～令和4年3月）	12
◇再エネコラム ～これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えば良いか～ （第三回） グリーナ株式会社 征矢野 有希	15
◇協会からのお知らせ／編集後記	17

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地球事務局No.001

[エコアクション21 地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@valley.ne.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
①2022年5月11日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
②2022年6月8日（水）		
③2022年7月13日（水）		
④2022年8月10日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）が対応します。

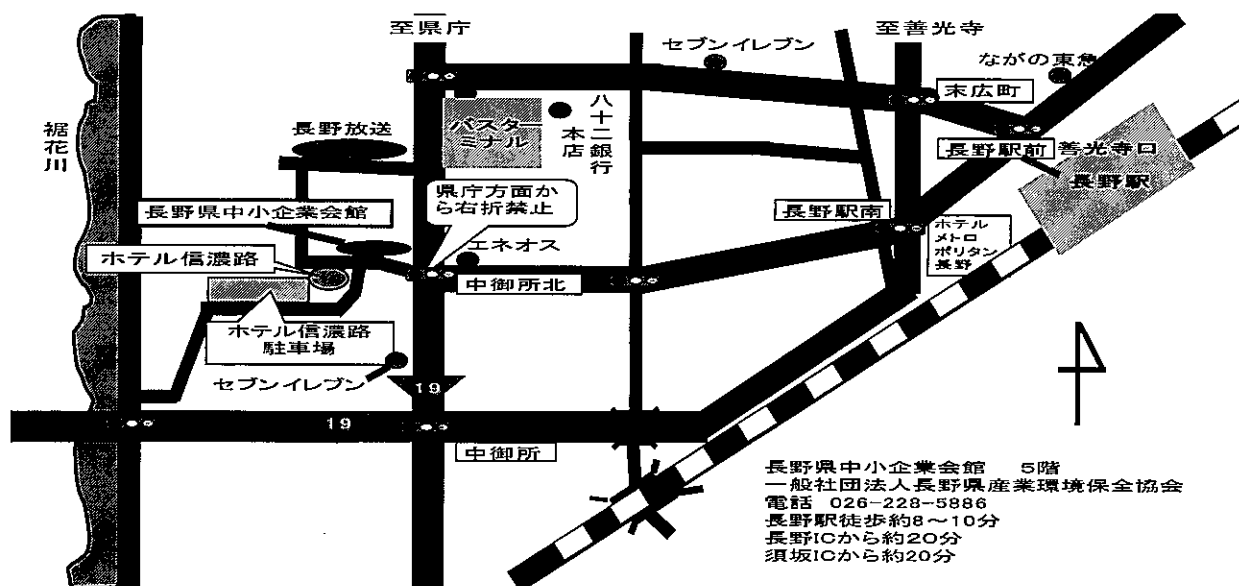
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
TEL：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail:ea21nasa@valley.ne.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション21無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば）
①2022年5月11日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
②6月8日（水）	
③7月13日（水）	
④8月10日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（TEL・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



令和4年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で令和4年4月1日から施行される主な法令（法律）の概要を環境省報道発表資料等により紹介します。

1 自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）

（1）法改正の背景

自然公園法（昭和32年法律第161号）については、前回の改正（自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号））の施行（平成22年4月）から10年が経過し、前回改正後の協働型管理運営の推進、明日の日本を支える観光ビジョンに基づく国立公園満喫プロジェクトの推進等の取組状況や同法の施行状況等を踏まえた課題と必要な措置に関する検討のため、中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会において審議が行われた。審議の結果を受け、令和3年1月29日に、「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」が中央環境審議会から環境大臣に対し答申された。

（2）法律案の概要

本法律案は、我が国を代表する優れた自然の風景地として地域社会にとって重要な資源となっている国立公園・国定公園（以下「国立公園等」という。）において、地方公共団体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護に加えて利用面での施策を強化することで、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与していくため、必要な措置を講じようとするもの。

① 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣（国定公園の場合は都道府県知事）の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化する。これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などを促し、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方の充実を図る。

② 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣（国定公園の場合は都道府県知事）の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化する。これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりを促進し、魅力的な滞在環境の整備を進める。

③ 国立公園等の保全管理の充実

国立公園等の保護と適正利用のため、野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。このほか、国立公園等の国内外へのプロモーションの強化、公園管理団体として指定する法人が行う業務の見直し等に関する規定の整備等を行う。

（3）施行期日 令和4年4月1日

*令和3年3月2日環境省報道発表「自然公園法の一部を改正する法律案の閣議決定について」から抜粋

2 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）

（1）法改正の背景

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

そして、地域では、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加している。また、企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及している。

こうした状況を受けて、令和2年10月～12月に「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」を開催し、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について取りまとめた。今般、検討会での取りまとめ等を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正することとした。

（2）法律案の概要

① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定した。

② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとした。

そして、市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続のワンストップ化等の特例※を受けられることとする。

※自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービスや、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略

③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の手続を経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加する。

④ その他

地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行う。

（3）施行期日 令和4年4月1日

*令和3年3月2日環境省報道発表「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」から抜粋

3 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

（1）法律案の趣旨

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっている。これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じる。

（2）法律案の概要

① プラスチック使用製品設計指針

製造事業者等が製品設計等において努めるべき措置に関する指針を策定するとともに、当該指針に適合する設計を主務大臣が認定し、当該設計に基づき製造されたプラスチック使用製品の調達や使用を促進する。

② 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

特定プラスチック使用製品（商品販売やサービスの提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品）の提供事業者がプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置に関する判断の基準を策定し、使用の合理化を求める措置を講じる。

③ 市町村の分別収集・再商品化

容器包装再商品化法の仕組みを活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等により、市町村及び再商品化事業者による効率的な再商品化を可能とする仕組みを導入する。

④ 製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化

自ら製造・販売したプラスチック使用製品が使用済となったものについて、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築する。

⑤ 排出事業者の排出抑制及び再資源化等

排出事業者が排出の抑制や再資源化等の促進のために取り組むべき判断基準を策定するとともに、排出事業者等の再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築する。

（3）施行期日 令和4年4月1日

*令和3年3月9日経済産業省報道発表「『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案』が閣議決定されました」 から抜粋

長野県議会（令和4年2月定例会）で可決成立した環境関係の条例について
いずれも公布日は、令和4年3月24日（令和4年3月24日（木）県報第290号）

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第16号）

(1) 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に合わせ、事業者が市町村の認定を受けた計画に従って行う太陽光発電所、水力発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとするため、所要の改正を行いました。

(2) 施行期日 令和4年4月1日

◇ 長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第18号）

(1) 改正の趣旨

自然公園法の一部改正（国立・国定公園）に合わせ、以下のとおり長野県立自然公園条例（県立公園）を改正する。これにより、県内の自然公園（国立・国定・県立）における手続・規制等を同一にするとともに、保護のみならず自然公園の利用に関する施策の強化を図るものである。

[自然公園法改正：令和3年5月6日公布、令和4年4月1日施行]

(2) 改正内容

① 地域主体の利用拠点を整備するための手続を制度化（新設）

- ・市町村は旅館事業者等からなる協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成できる。計画が知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許認可が不要となる。
- ・これにより、計画に基づく廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一など、関係者が一体となった自然と調和した街並みづくりを促し、自然公園における魅力的な滞在環境の整備を促進する。

（第6条の11、第6条の12、第6条の13、第6条の14、第6条の15関係）

② 地域主体の自然体験アクティビティを促進するための手続を制度化（新設）

- ・市町村はガイド事業者等からなる協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成できる。計画が知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可が不要となる。
- ・これにより、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる自然公園の楽しみ方の提供を促進する。

（第26条の2、第26条の3、第26条の4、第26条の5、第26条の6関係）

③ 県立自然公園の保全管理の充実

○ 野生動物の餌付け等の規制（新設）

- ・クマやサル等の野生動物に餌を与えること、その他野生動物の生態に影響を及ぼし、公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

・指示に従わず、みだりに当該行為を行った場合、30万円以下の罰金に処する。

(第24条、第47条関係)

○ プロモーションの促進 (新設)

県立自然公園の利用者数の増加のため、県は県立自然公園の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努める。

(第50条関係)

○ 公園事業の承継 (改正)

現行は死亡時の相続のみ可能であるが、公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲受人が公園事業者の地位を承継する。

(第6条の7関係)

○ 公園管理団体の業務見直し (改正)

公園管理団体の指定に当たり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必須としない。指定要件緩和により、公園の維持管理等を行う団体の指定を促進する。

(第33条、第34条関係)

○ 罰則の引上げ (改正)

特別地域内における無許可伐採などの禁止行為に違反した場合の罰則を引き上げる。

現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(第43条関係)

(3) 施行期日

令和4年4月1日 (罰則規定については7月1日)

◇ 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例 (条例第17号)

(1) 改正の概要

温室効果ガス正味排出量を2050年度までにゼロとすることを目指し、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行った。

①多数の者が利用する駐車場の設置等をする者に対する電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設した。

②建築物の環境エネルギー性能等の検討結果に係る届出対象を拡大 (床面積2,000平方メートル以上→300平方メートル以上) した。

③住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設 (床面積300平方メートル未満) した。

④事業者及び県民に対する再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設した。

(2) 施行期日 公布の日 ((1)の②及び③は、令和5年4月1日) から施行

(3) 次頁に参考図を掲載しています。

長野県地球温暖化対策条例の改正について

2050 ZERO CARBON

2050ゼロカーボンを目指す
長野県のシンボルマークです

改正の理由・背景

- ◆ 「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を基本目標とし、2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする高い数値目標を掲げた「長野県ゼロカーボン戦略」を策定。
- ◆ 目標達成に向け、各分野において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速。

改正の概要

2050年度までに二酸化炭素排出量を含む温室効果ガス正味排出量ゼロを目指すことを明記するほか、以下のとおり改正。

交通

電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設（公布の日から施行）

今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する駐車場を有する施設を設置又は管理する者は、充電設備の設置に努めることを規定
⇒ 電気自動車の普及の状況により、将来的には対象となる施設の拡大も検討

〔対象施設の例〕
集合住宅、宿泊施設、大型小売店舗、
レジャー施設、文化施設、公園等

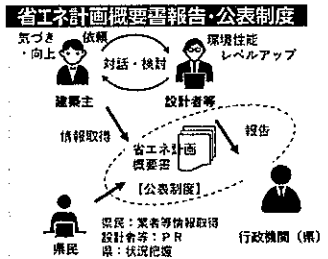
建物

建築物の環境エネルギー性能等の検討結果の届出対象を拡大（令和5年4月1日施行）

建築物を新築しようとする者は、環境への負荷の低減を図るための措置などについて検討義務が課されており、その検討結果を届け出る建築物の対象を「床面積2,000㎡以上」から「床面積300㎡以上」に拡大

住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（令和5年4月1日施行）

住宅を新築しようとする者が省エネ性能等に関する情報を取得し、省エネ等に精通した事業者を選択することができるよう、住宅（床面積300㎡未満）の新築に当たり、その設計者に「省エネ計画概要書」の提出を義務付け、その内容を公表する制度を創設



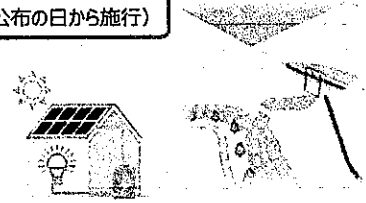
再エネ

再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設（公布の日から施行）

再生可能エネルギーの生産と利用の両面から脱炭素化の取組を促進するため、県民及び事業者は、再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギー電力の購入に努めることを規定

長野県らしい再生可能エネルギーの推進（公布の日から施行）

「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」とし、長野県においてポテンシャルが高い太陽光・水力を中心に普及・拡大を図る姿勢を明確化



今回のテーマ 『カーボンニュートラルに向けて』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

「トヨタが主要1次取引先に対し、2021年の二酸化炭素(CO₂)排出量の削減目標として、前年比3%減を要請した。」「アップルが2030年カーボンニュートラルを宣言して、取引先にも同様の取組を求めた。」このようなニュースに接して、遠くの世界の出来事と思われていた事が、現実の姿になったと感じた。多くの企業にとって、日本の「2030年に2013年度比46%の削減目標」はまだ、先の事として捉えている。あと、8年後に現在の半分近く削減していかなければならない、46%を8で割ると5.8%となる。毎年6%程度の削減となる。

トヨタの例だけでなく、今後は排出量取引と炭素税が導入される事が予定されている。今後、炭素に値段をつけて、取引する「カーボンプライシング」が始まる。2030年に向けて大きな変化がある。皆さんの会社では、2030年に向けて何か準備をしていますか？照明のLED化や空調設備の入れ替えも終わり、次に何をしたらよいのか？そんな会社もあるでしょう。工場であれば、改めて現状把握を行い、検討を始めたところもあるでしょう。突然、取引先から二酸化炭素の削減を求められても、何のことかわからない所もあるでしょう。今は「新型コロナ対応でそれどころではない」「先の話よりも今を乗り切る事が重要」そのとおりですが、先の事も一応頭に入れておきましょう。

「省エネ」については、「省エネ法」があります。一定規模以上の事業者は法律により、削減の計画を作成して実施しなければいけません。皆さんの工場でも該当するところがあると思います。削減については年1%以上必要です。そのためには、設備の更新や、使用方法の見直し、運転状況の管理(管理標準)の作成が義務付けされています。一般的に空調の温度設定や、照度管理、ポンプ・ファンのインバータ化、装置の運転管理など細かく設定して管理を行います。生産機械については、製造基準等で数値を決めています。省エネ法の管理については、運転方法について、効率化、無駄の排除、管理値による管理などを行います。しかし、先ほどの2030年に向けた取り組みは、そのような方法だけでは削減できない事は明確です。それでは、他にどのような方法があるのでしょうか？

具体的には、工場の屋根や敷地に太陽光パネルを設置して、その電力を使用する事や、電力会社から、CO₂フリーの電力を購入する方法、二酸化炭素削減のクレジットを購入する方法など考えられます。「カーボンプライシング」に関する取引が今後活発となるでしょう。このような時代になると、必要に応じて二酸化炭素を購入する事になります。「省エネ」は、工場でどのくらいの削減ができるのか？数値の把握が必要となります。それがどの位の金額となるのか？不足の場合は他から調達する事になるので、より真剣に考える事になるで

しょう。時代はどんどん進んでいます。今までと全く違う世界がすぐ近くに来ています。それは、突然姿を現すかもしれません。その時に慌てない為にどんな準備をしたらよいでしょうか？

今日は、大雪注意報が出ています。最近では事前にほぼ正確な予測が出て、準備を行う事ができます。そんな時「雪下ろしは複数で」「落下防止対策の実施」など具体的な方法を指示されます。

カーボンニュートラルに関しても、国としての明確な目標が示されています。取引先からは具体的な要求が来るかもしれません。まだ、先の事だからでは、手遅れになります。

《カーボンニュートラルに向けて、具体的な動き》

①情報収集を行います。

新聞や雑誌、テレビやインターネットで報道されている情報を集めます。
専門的なアドバイスを得る。セミナーへの参加。

②情報を社内で共有します。

経営会議などで情報を共有化します。

③プロジェクトチームや専門チームなどの編成

組織横断的なチームを作ります。

④2030年までの計画を作成します。

中長期的な視点も踏まえてシナリオを作成します。
設備投資計画、組織編成など既存の計画と整合させる。全体計画と各部署の対応をまとめます。

⑤計画の進捗管理を行います。

PDCA 管理を行う（進捗管理と見直し指示が重要）
社内外への周知（公表する事で本気度を示すと共に協力を得る）

参考までに《サプライチェーン排出量》とは？

燃料による使用などによる自社からの温室効果ガスの排出量「スコープ1」や自社が購入した電力の使用による発電所などからの排出量「スコープ2」といった当社自身の事業活動による排出量だけでなく、原材料の調達やお客様の製品の使用、廃棄段階での排出などで発生する排出量「スコープ3」を把握し、CO2 排出削減活動に結びつけることが重要です。

* 中村環境コンサルタント事務所 〒396-0621 長野県伊那市富県 6653 番地
TEL : 0265-72-1728、FAX : 0265-72-1682 E-mail : akiomail@ina.janis.or.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第 11 回）

～PRTR 制度と SDS 制度～

1. 制度の概要

PRTR 制度と SDS 制度は化学物質排出把握促進法（以下、化管法）の中で定められた制度です。化管法とは、PRTR 制度と SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全を未然に防止することを目的とした法律です。

各制度の概要は次のとおりです。

PRTR 制度	事業者が対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届け出る義務がある 国等は集計データを公表し、また国民は事業者が届け出た内容について開示を請求することが出来る
SDS 制度	事業者が、対象化学物質等をほかの事業者に譲渡・提供する際にはその情報(SDS)を提供する義務がある

各制度には対象事業者になるかどうかの条件があり、対象事業者になる場合には上記の義務が生じます。本記事では対象事業者となる条件について詳しく記載しますので、参考にいただき対象事業者となるかどうかの判断をしてください。

【対象事業者となるかどうかのポイント】

- ① 対象化学物質の取扱いがあるか。
- ② 対象事業者の要件を満たしているか。

【法律が改正されます】

令和 3 年 10 月に改正法令が公布され、令和 5 年 4 月に対象物質が以下のとおり変わります。

- ・ 第一種指定化学物質は 462 物質→515 物質に（そのうち、特定第一種指定化学物質は 15 物質→23 物質）。
- ・ 第二種指定化学物質は 100 物質→134 物質に。

2. 対象物質

各制度の対象化学物質は次の表 1 のとおりです。物質の詳細につきましては経済産業省の HP をご覧ください。

「第一種指定化学物質」のうち発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」として 15 物質（法令改正後は、23 物質）が指定されています。「特定第一種指定化学物質」は年間取扱量の基準が異なりますので、注意してください（表 2）。

表 1. 各制度の対象化学物質

	対象となる制度	政令改正前 (現行)	政令改正後 (令和 5 年 4 月 1 日以降)
第一種指定化学物質	PRTR 制度・SDS 制度	462 物質 (15 物質*1)	515 物質 (23 物質*1)
第二種指定化学物質	SDS 制度	100 物質	134 物質
	合計	562 物質	649 物質

*1 () 内は特定第一種指定化学物質

3. 対象となる事業者

PRTR 制度と SDS 制度の対象となる事業者は表 2 のとおりです。それぞれの制度で、対象となる化学物質も異なりますので、前項も併せて確認をしてください。そのうえで各制度の対象事業者となるかどうかを判断して下さい。

表 2. 対象事業者の要件比較

	PRTR 制度	SDS 制度
対象業種	政令で指定する対象業種 (24 業種)	すべての業種が対象
事業者規模	常用雇用者 21 人以上の事業者が対象	常用雇用者数にかかわらず対象(小規模事業者も対象)
年間取扱量	1 トン以上が対象 (特定第一種は 0.5 トン以上)	年間取扱量にかかわらず対象

(1) PRTR 制度

第一種指定化学物質を製造・使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者であり、次の①～③の要件全てに該当する事業者となります。

① 対象業種として政令で指定している 24 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者

対象業種は以下の表のとおりです。兼業している業種が 1 つでも該当すれば対象となります。

表 3. 対象となる業種

1	金属鉱業	9	倉庫業 (農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	17	機械修理業
2	原油・天然ガス鉱業	10	石油卸売業	18	商品券作業
3	製造業*2	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取扱うものに限る)	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)
4	電気業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取扱うものに限る)	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)
5	ガス業	13	燃料小売業	21	産業廃棄物処分量 (特別管理産業廃棄物処分量を含む)

6	熱供給業	14	洗濯業	22	医療業
7	下水道業	15	写真業	23	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
8	鉄道業	16	自動車整備業	24	自然科学研究所

*2 さらに詳細な区分があります。経済産業省の HP で確認してください。

② 常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者

本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が 21 人以上の事業者。

③ いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量*3が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設（特別要件施設*4）を設置している事業者

*2 年間取扱量：対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量。

*3 特別要件施設：

- ・ 鉱山保安法により規定される特定施設（金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有する者に限る。）
- ・ 下水道終末処理施設（下水道業に属する事業を営む者が有する者に限る。）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設

(2) SDS 制度

PRTR 制度とは異なり、SDS 制度には業種の指定、常用雇用者及び年間取扱量の要件はありません。

なお、SDS は事業者間での取引において提供されるものであり、提供先はあくまで事業者となりますので、一般消費者は提供の対象ではありません。

今回は PRTR 制度と SDS 制度の対象事業者となる条件について説明をいたしました。次回は下記に記載した内容について説明させていただきます。

（一般社団法人長野県産業環境保全協会 相澤則広）

- ・ SDS 制度 作成・提供方法
- ・ PRTR 制度 排出量の算出方法
- ・ PRTR 制度 届け出方法
- ・ 法改正に伴う対象物質の切り替え時期について

ここで紹介した内容は、経済産業省の HP より抜粋し、まとめたものです。詳細につきましては経済産業省の HP をご覧ください。

参考資料 経済産業省ホームページ 化学物質排出把握促進法

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境法令改正情報（令和3年11月～令和4年3月）

（注）省令以上の法令を掲載した。

11月	改正法令	概要
18日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七九）	食品衛生法第55条（営業の許可）第1項並びに同法施行令第35条（営業の指定）第13号及び第30号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
12月		
16日	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一八）	石綿による健康被害の救済に関する法律第86条（命令への委任）の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。概要：死亡の届出、現況の届出における地方公共団体情報システム機構からの本人確認情報の利用を規定。
16日	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一九）	公害健康被害の補償等に関する法律第18条（環境省令の委任）の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。概要：死亡の届出、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出における地方公共団体情報システム機構からの本人確認情報の利用を規定。
24日	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「オゾン層保護法」という。）第13条第1項の規定に基づき、同法施行令（平成6年政令第308号）の一部を改正し、公布の日から施行する。概要：特定用途に使用されたこと等を証明して経済産業大臣の製造数量の確認を受けることができる特定物質等及び特定用途を追加するとともに、当該特定物質等及び特定用途に関する暫定措置の期限を撤廃することとした。（第3条及び附則第3項関係）
24日	騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（三四六）	騒音規制法第2条（定義）第1項及び振動規制法第2条（定義）第1項の規定に基づき、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正し、令和4年12月1日から施行する。概要：①騒音規制法施行令改正 空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）②振動規制法施行令改正 圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）
令和4年1月		
4日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）	①絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第4条第3項の政令で定める国内希少野生動植物として、アブサンショウウオ等を追加等することとした。（別表第一関係）②「種の保存法」第4条第6項の政令で定める特定第二種国内希少動植物として、①の種のうちアブサンショウウオ等を追加等することとした。（別表第四関係）③「種の保存法」第6条第2項第4号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、①の種のうちアブサンショウウオ等の卵を追加することとした。（第2条関係）④その他所要の規定の整備を行うこととした。⑤この政令は、令和4年1月24日から施行する。
19日	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（二四）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和4年4月1日とする。
19日	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（二五）	1. プラスチック使用製品の設計調査 プラスチック使用製品製造事業者等が、プラスチック使用製品設計指針への適合性に係る技術的な調査を受ける際の「手数料の額」等を定める。 2. 特定プラスチック使用製品に係る指定及び当該製品に係る勧告等の対象 特定プラスチック使用製品の「対象製品」及び「対象業種」に、主としてプラスチック製の12品目（カトラリー・アメニティ等）及びこれらを生産して提供している小売業・飲食業等を指定するとともに、主務大臣の「勧告等の対象」を、当該製品を前年度5t以上提供した事業者とする要件等を定める。 3. プラスチック廃棄物の回収・リサイクルに係る業務の委託基準等 プラスチック廃棄物のリサイクル計画について、主務大臣の認定を受けた市町村又は事業者が、当該計画に係る業務を委託する場合の基準等を定める。 4. プラスチック使用製品産業廃棄物等に係る勧告等の対象 主務大臣の「勧告等の対象」を、プラスチック使用製品産業廃棄物等を前年度250t以上排出した事業者とする要件等を定める。 5 その他①関係政令について所要の改正を行う。 ②法の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。
19日	排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令（内閣府・デジタル庁・復興庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第44条第1項及び第46条第2項の規定に基づき、排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令を定め、令和4年4月1日から施行する。
19日	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令を定め、令和4年4月1日から施行する。

1月	改正法令	概要
19日	特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第28条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令を定め、令和4年4月1日から施行する。
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（経済産業・環境一）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則を定め、令和4年4月1日から施行する。
	分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境一）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第10条、第11条第4号、第14条及び第20条の規定に基づき、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。
28日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三六）	<p>1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。</p> <p>4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。） (CAS No. : 104-15-4)</p> <p>2 毒物として指定されていた次に掲げる物を劇物に指定した。</p> <p>(1) [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル)水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1%以下を含有する製剤。 (CAS No. : 54-64-8)</p> <p>(2) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル = (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラト (別名テフルトリン)</p> <p>1. 5%以下を含有する製剤。(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル = (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラト 0.5%以下を含有する製剤を除く。) (CAS No. : 79538-32-2)</p> <p>3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。</p> <p>1, 2-ジ (2 - {4 - [2 - (2-メチルプロポキシ) カルボニル - 2-シアノエチル] フェニルチオ} エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤。 (CAS No. : 2260706-63-4)</p> <p>4 施行期日 令和4年2月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。</p> <p>5 経過措置あり</p>
	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）	毒物及び劇物取締法第4条の3（販売品目の制限）第1項の気手に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正し、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和4年政令第36号）の施行の日から施行する。概要：別表第1の改正。
2月		
24日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（五一）	労働安全衛生法第31条の2（注文者の講ずべき措置）、第57条第1項（表示等）、第57条の2第1項（文書の交付等）、第60条（安全衛生教育）及び第113条（経過措置）の規定に基づき労働安全衛生法施行令の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。経過措置あり。概要：①注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備を、化学設備及びその付属設備のほか、労働安全衛生法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその付属設備とすることとした。（第9条の3関係）②職長等に対して安全又は衛生のための教育を行うべき業種として、食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）並びに新開業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加することとした。（第19条関係）③譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第9にアクリル酸二-（ジメチルアミノ）エチル、アゼチオプリン、アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）等の物質を追加することとした。（別表第9関係）④この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項関係）⑤この政令は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとした。
24日	労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働二五）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号。以下「改正労働安全衛生法施行令」という。）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令第15条（定期に自主検査を行うべき機械等）第1項第10号（特定化学設備及びその付属設備）、第18条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）第2号（別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの）及び第18条の2（名称等を通知すべき危険物及び有害物）第2号（別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの）の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正し、改正労働安全衛生法施行令の施行の日（令和5年4月1日）から施行し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
28日	浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）	浄化槽法第42条（浄化槽設備士免状）第1項第2号の規定に基づき、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正し、令和5年2月28日から施行する。内容：受講申請に要する写真の大きさの変更。
	環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境二）	浄化槽法第45条（浄化槽管理士免状）第1項第2号の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正し、令和4年12月28日から施行する。内容：受講申請に要する写真の大きさの変更。

3月	改正法令	概要
1日	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第19条の26（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）第1項第2号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。経過措置あり。内容：第2条（二酸化炭素放出抑制指標の基準）の表の改正。
3日	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境四）	大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正大気汚染防止法」という。）及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第275号。以下「改正大気汚染防止法施行令」という。）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を定め、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、「改正大気汚染防止法施行令」の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。経過措置あり。
14日	自然公園法施行規則の一部を改正する省令（環境五）	自然公園法の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正し、自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。経過措置あり。
18日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令（内閣府一二）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）の施行に伴い、「改正地球温暖化対策推進法」の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を定め、「改正地球温暖化対策推進法」の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。内容：「改正地球温暖化対策推進法」により第2条（定義）の算定割当量の規定が、第6項から第7項にずれを生じたため、銀行法施行規則等の所要の改正を行うもの。
	労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を定め、「改正地球温暖化対策推進法」の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。内容：「改正地球温暖化対策推進法」により第2条（定義）の算定割当量の規定が、第6項から第7項にずれを生じたため、労働金庫法施行規則の所要の改正を行うもの。
24日	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境六）	土壌汚染対策法第4条（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）第1項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、令和4年7月1日から施行する。概要：同規則第23条第2項第2号の届出書に添付する書面に関する変更。
	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（同七）	土壌汚染対策法第22条（土壌汚染処理業）第3項第1号並びに第23条（変更の許可等）第1項ただし書及び第3項の規定に基づき、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正し、令和4年7月1日から施行する。概要：汚染土壌処理施設に関する軽微な変更の規定の変更（処理業省令第9条）

「これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えば良いか」(第三回)

グリーンナ株式会社

征矢野 有希

気候変動に対する企業の取り組み状況

全3回シリーズでお送りしている本コラムですが、前回の第204号では日本国内で主流な再エネ調達方法を4種類ご紹介しました。最終回となる今回は表題である「これから企業は再エネとどう向き合えば良いか」という点についてまとめたいと思います。

遡ること約3か月前の2021年12月に国際NGOであるCDPという団体が対象企業の気候変動の取り組みを格付けした2021年度の調査結果を発表しました。CDPは気候変動関連情報を世界の主要企業より収集して機関投資家へ開示する、ファイナンス業界で活動するNGOです。CDPの調査データはESG投資では世界で最も参照されているデータのの一つとして影響力があります。調査では対象企業の取り組み状況に応じてAからDまでのランクが付与されますが、2021年度は日本から427社が参加し、約13%にあたる56社が最高位のAランクを付与されました。そしてAランク獲得企業数は世界で最も多いという栄えある結果でした。(図1参照)

日本の大企業の動きは顕著

2021年度の調査結果のレポートでは、業種別の評価についても分析が行われています(図2参照)。最もAランクが多い業種は「インフラ関連」であり、次に「食品・飲料・農業関連」となっています。インフラ関連では大林組や積水ハウスなどが、また食品・飲料・農業関連では味の素やキリンホールディングスなど著名な企業が名を

連ねています。Aランクが多い業種では、気候変動への対応への意識も高まり、業界全体が環境分野で競い合う構造も今後見られるのではないかと推測されます。

Aリスト国・地域別企業数(上位8か国)

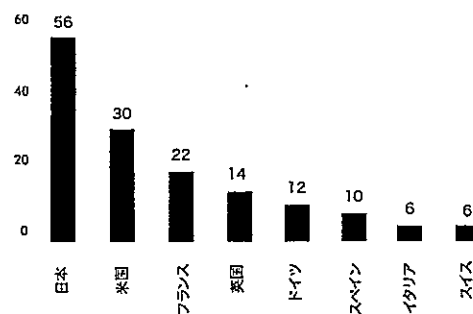


図1: Aリスト獲得企業数の国別順位

サプライチェーンと中小企業への影響

このCDPの調査は、実は中小企業にも大きく影響します。それはCDPの評価項目の一

つにサプライチェーン企業との連携に関する項目があるためです。CDPの質問書では、サプライチェーン企業の環境負荷がどの程度か把握し、マネジメントできているかが問われます。よってCDPの回答企業は、自社のサプライチェーン企業の気候変動への取り組み状況（例えば廃棄物の量やCO2排出量など）を把握すべく、中小企業へも開示を求めることとなります。ある日突然、取引先から環境データの提出を求められるといった事態が発生する可能性があるということになります。またただ単に提出するだけでなく、段階的な再エネの導入を求められるケースもあるようです。Appleは世界中のサプライヤーに再エネへの切替を求めており、すでに110社以上がApple製品の製造に用いる電力を100%再エネに移行したことを発表しました。

Figure 3. ジャパン500セクター別スコア分布

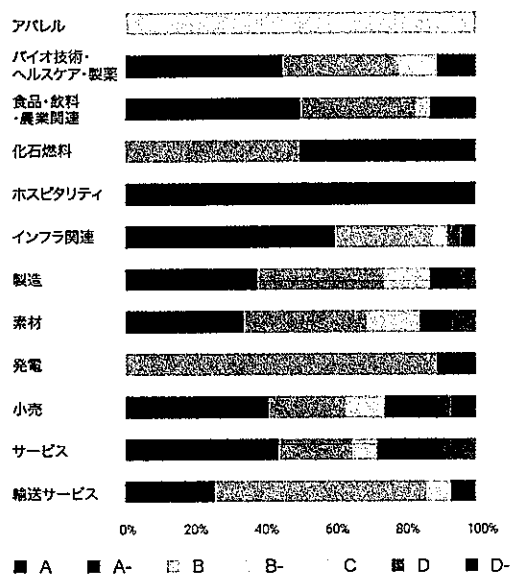


図 2: 業種別のスコア分布

これから企業は再エネとどう向き合えば良いか

ここまで書いたように今後は気候変動対策から逃げることはできない状況になりつつあります。ではどう向き合えば良いのか？それは「真っ向から向き合う必要がある」と考えます。そのためには気候変動対策が求められる理由や背景、そこに登場する専門用語などを理解し、どのような対応が必要かしっかりと整理する必要があります。

日本国内でも再エネを調達するための手法は日々発展し、様々な種類の方法・サービスが存在します。設備投資を行い、太陽光発電システムを導入する方法もあれば、設備投資は不要で、電力会社を切り替えるだけで要求をクリアすることができるケースもあります。ただやはり求められる気候変動対策の全体像を理解しなければ、最適な手法を選ぶことはできないと考えられます。

再エネの導入は簡単なことではありません。ただそれはどの企業にとっても難しいことであり、悩ましい課題であることに違いありません。そういった課題を解決するために環境省やCDPなど関連団体がレポートの発表や、オンラインセミナーで定期的に情報発信を行っています。ぜひアンテナを高くし、情報収集から始めてみてはいかがでしょうか。皆さんの取り組みに期待したいと思います。

出典：CDP「CDP 気候変動 レポート 2021：日本版」

～協会からのお知らせ～

○令和4年度通常総会開催日程が決まりました

令和4年3月23日（水）令和3年度第4回理事会で、通常総会開催日時等が次のとおり決定しました。

- (1) 開催日時 令和4年5月27日（金）午後1時30分から
- (2) 開催場所 ホテル信濃路（長野市中御所岡田町）
- (3) その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常総会招集に当たり、出席は可能な限り避け、書面による議決権行使又は委任状による議決権行使を活用するよう招集通知等で会員へ呼びかける旨、決議されました。

通常総会招集通知は、5月初旬に会員の皆様に送付します。

○「令和4年3月版公害関係基準のしおり」を当会で販売します

長野県のホームページで公開されている「公害関係基準のしおり」を昨年に引き続き、長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、当会が二次利用し、印刷・販売します。

購入希望者は、次ページの申込書により、ファックス、メール等によりお申込みください。販売価格は、750円（税込み）です。（送料は購入者負担となります。）

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

オミクロン株など変異株の出現以降、新型コロナウイルス感染状況の大小の波が押し寄せ、なかなか収束しない中、ロシアのウクライナ侵攻が勃発、経済社会情勢が一層混迷し、様々な繋がりが切れかかり、暗闇から先が見通せない状況が続いています。

協会事業で計画したセミナーや講習会が終了しました。昨年度の経験を踏まえオンライン方式で実施したため、天候や交通事情に影響されないというメリットで従来より参加者が大幅に増加するなど、一定の成果を上げることができました。混迷した情勢の中でも、環境重視・脱炭素の大きな流れは変わらないと確信しています。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

「令和4年（2022年）3月版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」の販売について

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。

◎ 公害関係基準のしおり（令和4年（2022年）3月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 ページ

- 長野県に關係する環境基準（水質，大氣，騒音，土壌）
- 排出基準（水質，大氣，騒音，振動，悪臭，土壌）
- 参考資料（農業用水基準關係，水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 *申込者負担

(税込み) 目安：1～3冊 105円 4～6冊 210円(二口に分けて送付) 7～15冊 840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担願います。）

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10
 長野県中小企業会館5階 (一社)長野県産業環境保全協会
 電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872
 e-mail ea21nasa@valley.ne.jp
 担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>

..... 切 り 取 り 線

図 書 購 入 申 込 書 (公害関係基準のしおり)

令和4年(2022年) 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名 _____
 所在地 〒 _____
 担当部署・担当者氏名 _____
 電話番号 _____ FAX番号 _____

記

	単 価	数量 (冊)	金額 (税含む)	送料(実費)
公害関係基準のしおり	750 円			

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票（楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。）

所在地 : 〒 _____
 貴社名 : _____ 担当部課名 _____
 担当者名 : _____ 様 (電話番号 _____)

参考情報

公害防止管理者の資格取得方法*一般社団法人産業環境管理協会ホームページから

公害防止管理者の資格を取得するには、次の二つの方法があります。

	公害防止管理者等国家試験	公害防止管理者等資格認定講習
実施時期	1年に1回 (10月初旬ごろ)	12月～3月の時期に、全国のおよそ30回程度。
実施場所	全国主要9都市(札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡、那覇)東京、愛知、大阪の場合、会場は複数になります。会場は年によって異なります。	全国主要8都市(札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡)地方自治体等の要請に基づき、上記以外の都市で開催することもあります。
実施する区分	全13区分	基本的に全13区分を実施しますが、申込人数が極端に少ない場合、最少催行人数を設定することがあります。開催地により、また、その年により、実施する講習区分は異なります。
実施の公表予定	毎年6月初旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表します。	毎年10月初旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表します。
受験・受講資格	学歴、年齢、実務経験等の制限は一切ありません。どなたでも受験していただけます。	講習区分ごとに定められている技術資格、または、学歴に応じた実務経験年数を有している方が対象です。
受験(講)者の負担を軽減する制度	科目別合格制度 (1) 科目合格に基づく科目免除 受験した試験区分を構成する一部の科目に科目合格すると、同じ試験区分を受験する場合に限り、最初に合格した年を含め3年までは、受験者の申請により、合格科目の受験を免除できます。 (2) 区分合格に基づく科目免除 ある試験区分に合格し資格を取得すると、後年、別の試験区分を受験する際、受験者の申請により、共通科目を免除できます。こちらの免除は年限はありません。	聴講免除制度 平成18年度以降の国家試験または認定講習で公害防止管理者の資格を取った方は、新たに別の講習区分を受講する際、既取得区分と共通する科目の講義の聴講を免除できます。 (注) 免除できるのは、講義の聴講だけで、修了試験はすべての科目範囲を受ける必要があります。
資格取得の条件	国家試験を受験し、一定の合格基準を満たした者。	以下の3条件を全て満たすことが条件です。 (1) 受講資格を満たしている。 (2) 規定の講習時間を聴講する。 (3) 修了試験を受験し、修了基準を満たす。
資格が付与される時期	例年12月半ばごろに合格発表を行い、区分合格者には、合格証書を送付します。区分合格者以外の方には、結果通知を送付します。	12月～1月に実施される講習については、2月下旬ごろに修了証書を発行します。2月～3月に実施される講習については、4月下旬ごろに修了証書を発行します。修了者以外の方には、結果通知を送付します。
資格取得後の登録・更新	免許証や登録手続きはありません。合格証書が、資格を証明する書類となります。定期的な更新制度はなく、永年資格です。	免許証や登録手続きはありません。修了証書が、資格を証明する書類となります。定期的な更新制度はなく、永年資格です。

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies